

事務総局会議（第20回）議事録

日時	令和2年9月1日（火）午前10時00分～午前10時19分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長，村田総務局長，徳岡人事局長，氏本経理局長，門田民事局長兼行政局長，安東刑事局長，手嶋家庭局長，大須賀秘書課長兼広報課長，杜下情報政策課長兼審議官，長崎審議官
議事	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事件記録等保存規程の一部を改正する規程について 村田総務局長説明（資料第1）</li><li>2 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 氏本経理局長説明（資料第2）</li><li>3 漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則の一部を改正する規則について 門田行政局長説明（資料第3）</li></ol>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 3 ◎ 了承 2
秘書課長 大須賀 寛 之	

事務総局会議資料第1  
(9月1日開催)

(令和2.9.1総務局)

事件記録等保存規程の一部を改正する規程について

(配布資料目録)

- 1 事件記録等保存規程の一部を改正する規程案
- 2 事件記録等保存規程の一部を改正する規程の理由案
- 3 事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

最高裁判所規程第 号

事件記録等保存規程の一部を改正する規程

事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「保全命令事件」の下に「民事非訟事件」を加える。

附 則

この規程は、令和二年十一月一日から施行する。

理由

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律のうち第三章から第五章までの規定の施行に伴い、事件記録等保存規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

事件記録等保存規程(昭和三十九年最高裁判所規程第八号)

新

旧

(家庭事件等の特例)

第五条 最高裁判所は、必要があるときは、家庭事

件、督促事件、保全命令事件、民事非訟事件、簡

易確定事件及び付随事件の記録及び事件書類の保

存裁判所及び保存期間について、別段の定めをす

ることができる。

(家庭事件等の特例)

第五条 最高裁判所は、必要があるときは、家庭事

件、督促事件、保全命令事件、簡易確定事件及び

付随事件の記録及び事件書類の保存裁判所及び保

存期間について、別段の定めをすることができる。

(令和2.9.1 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和2年10月14日（水）
- 3 場 所 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局次長 8人

(令和2.9.1行二印)

資料目録

- 1 漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理 由

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則について所要の整理をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。



漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則(昭和二十六年最高裁判所規則第一号)

新	旧
<p>漁業法第七十一条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則</p> <p>(手続の基準)</p> <p>第一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号第七十一条第二項及び第三項(同法の他の規定</p>	<p>漁業法第十三条第二項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則</p> <p>(手続の基準)</p> <p>第一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号第十三条第二項及び第三項(同法の他の規定に</p>

において準用する場合を含む。)の規定による裁判所の許可及び上訴の手続については、この規則に定めるもののほか、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の定めるところによる。

---

において準用する場合を含む。)の規定による裁判所の許可及び上訴の手続については、この規則に定めるもののほか、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の定めるところによる。

事務総局会議（第21回）議事録

日時	令和2年9月8日（火）午前10時00分～午前10時33分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長，村田総務局長，徳岡人事局長，氏本経理局長，門田民事局長兼行政局長，安東刑事局長，手嶋家庭局長，大須賀秘書課長兼広報課長，杜下情報政策課長兼審議官，長崎審議官
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務総局等が発出した通達等について 大須賀秘書課長説明</li> <li>2 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱等に基づく事務の実施状況について 大須賀秘書課長説明（資料第1）</li> <li>3 裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況について 村田総務局長説明（資料第2）</li> </ol>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2</p> <p>◎ 了承 3.</p>
秘書課長 大須賀 寛 之	

裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要  
綱等に基づく事務の実施状況について

(期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1 開示申出等に関する事務の実施状況について

(1) 司法行政文書開示

申出件数 最高裁 1169件 下級裁 1491件

終局件数 最高裁 1203件 下級裁 1483件

全部又は一部開示の判断 最高裁 912件 下級裁 783件

全部不開示の判断 最高裁 260件 下級裁 695件

取下げ 最高裁 31件 下級裁 5件

(2) 保有個人情報開示

申出件数 最高裁 38件 下級裁 67件

終局件数 最高裁 42件 下級裁 72件

全部又は一部開示の判断 最高裁 26件 下級裁 48件

全部不開示の判断 最高裁 16件 下級裁 24件

2 苦情申出に関する事務の実施状況について

(1) 苦情申出件数 125件 (原判断庁 最高裁 76件 (保有個6件含む), 下  
級裁 49件 (保有個7件含む))

(2) 情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問した件数 113件

(3) 答申件数 115件

裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要  
綱等に基づく事務の実施状況について

(平成30年度の修正報告)

(期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1 開示申出等に関する事務の実施状況について

(1) 司法行政文書開示

申出件数 最高裁849件 下級裁960件

終局件数 最高裁747件 下級裁502件

全部又は一部開示の判断 最高裁517件 下級裁296件

全部不開示の判断 最高裁202件 下級裁198件

取下げ 最高裁 28件 下級裁 8件

(2) 保有個人情報開示

申出件数 最高裁21件 下級裁61件

終局件数 最高裁20件 下級裁55件

全部又は一部開示の判断 最高裁11件 下級裁31件

全部不開示の判断 最高裁 9件 下級裁21件

取下げ 下級裁 3件

2 苦情申出に関する事務の実施状況について

(1) 苦情申出件数 162件 (原判断庁 最高裁124件, 下級裁38件 (保有  
個2件含む))

(2) 情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問した件数 139件

(3) 答申件数 113件

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して  
最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況  
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1 不服の総処理件数

103件

2 長官決裁による処理

3件

3 局長等による専決処理状況

(1) 処理件数 100件

(2) 処理結果

監督権不行使 100件

(3) 概要：別添のとおり

(局課別内訳)

人事局2件，経理局1件，民事局31件，刑事局27件，行政局31件，家庭局8件

(態様内訳)

裁判事務関係 71件，司法行政事務関係 29件

(4) 特徴的態様

申出人の類型としては，個別事件における訴訟指揮，判断内容，職員の対応への不服等事件当事者からのものが95パーセントを占める。

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理等

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
1 人事局	その他	司法行政事務	事務官		R1.10.11	局長等専決	監督権不行使	
2 人事局	その他	司法行政事務	事務官		R1.10.30	局長等専決	監督権不行使	
3 経理局	その他	司法行政事務	事務官		R2.3.17	局長等専決	監督権不行使	
4 民事局	その他	司法行政事務	その他		R1.11.29	長官決裁	監督権不行使	対象職員は執行官
5 民事局	その他	司法行政事務	その他		R1.11.27	長官決裁	監督権不行使	対象職員は書記官、主任書記官、 上席主任書記官、次席書記官、首 席書記官、支部長、所長、高裁長官 ら、最高裁判事

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
6 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.5.7	局長等専決	監督権不行使	対象事務は裁判事務及び司法行政事務 対象職員は裁判官及び事務官
7 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.5.7	局長等専決	監督権不行使	
8 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.6.13	局長等専決	監督権不行使	
9 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.6.28	局長等専決	監督権不行使	
10 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.6.28	局長等専決	監督権不行使	
11 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.6.28	局長等専決	監督権不行使	



担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考	
12	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.7.10	局長等専決	監督権不行使	
13	民事局	当事者	司法行政事務	裁判官		R1.7.26	局長等専決	監督権不行使	
14	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.9.2	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
15	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.9.3	局長等専決	監督権不行使	
16	民事局	当事者	司法行政事務	書記官		R1.9.26	局長等専決	監督権不行使	
17	民事局	当事者	司法行政事務	書記官		R1.9.26	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
18	民事局	当事者	司法行政事務 その他		R1.10.21	局長等専決	監督権不行使	対象職員は不明
19	民事局	当事者	司法行政事務 その他		R1.10.21	局長等専決	監督権不行使	対象職員は不明
20	民事局	当事者	司法行政事務 裁判官		R1.10.21	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
21	民事局	当事者	裁判事務 裁判官		R1.10.31	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
22	民事局	当事者	裁判事務 裁判官		R1.12.2	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官
23	民事局	当事者	司法行政事務 書記官		R1.12.16	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判所及び書記官

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
24 民事局	当事者	司法行政事務	書記官		R1.12.16	局長等専決	監督権不行使	対象職員は書記官
25 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.12.16	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官
26 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.12.16	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官
27 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R2.1.14	局長等専決	監督権不行使	
28 民事局	当事者	司法行政事務	書記官		R2.1.24	局長等専決	監督権不行使	対象職員は書記官
29 民事局	当事者	裁判事務	書記官		R2.1.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
30	民事局	当事者	裁判事務	裁判官				
					R2.1.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
31	民事局	当事者	裁判事務	裁判官				
					R2.1.30	局長等専決	監督権不行使	
32	民事局	当事者	裁判事務	裁判官				
					R2.2.5	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
33	民事局	当事者	裁判事務	裁判官				
					R2.2.27	局長等専決	監督権不行使	対象事務は司法行政事務を含む 対象職員は裁判事務及び司法行政事務のいずれについても裁判官及び書記官
34	民事局	当事者	裁判事務	裁判官				
					R2.3.5	局長等専決	監督権不行使	対象事務は裁判事務及び司法行政事務 対象職員は裁判官及び事務官
35	民事局	当事者	裁判事務	書記官				
					R2.3.30	局長等専決	監督権不行使	対象事務は司法行政事務を含む

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
36	民事局	当事者	裁判事務	書記官				
					H31.4.19	局長等専決	監督権不行使	
37	刑事局	当事者	司法行政事務	事務官				
					H31.4.9	局長等専決	監督権不行使	
38	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官				
					H31.4.15	局長等専決	監督権不行使	
39	刑事局	弁護士	裁判事務	裁判官				
					H31.4.16	局長等専決	監督権不行使	
40	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官				
					H31.4.17	局長等専決	監督権不行使	人事局に写しにより情報提供
41	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官				
					H31.4.25	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考	
42	刑事局	当事者	司法行政事務	事務官	[Redacted]	R1.5.13	局長等専決	監督権不行使	[Redacted]
43	刑事局	弁護士	裁判事務	その他	[Redacted]	R1.5.24	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
44	刑事局	弁護士	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.6.10	局長等専決	監督権不行使	
45	刑事局	当事者	司法行政事務	事務官	[Redacted]	R1.6.21	局長等専決	監督権不行使	[Redacted]
46	刑事局	その他	司法行政事務	その他	[Redacted]	R1.7.3	局長等専決	監督権不行使	申出人類型は第三者 対象職員は検査職員
47	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.7.4	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
48 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.7.10	局長等専決	監督権不行使	
49 刑事局	当事者	司法行政事務	事務官		R1.8.8	局長等専決	監督権不行使	
50 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.8.23	局長等専決	監督権不行使	
51 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R1.8.28	局長等専決	監督権不行使	
52 刑事局	当事者	司法行政事務	事務官		R1.9.11	局長等専決	監督権不行使	
53 刑事局	弁護士	裁判事務	裁判官		R1.9.17	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考	
54	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.9.17	局長等専決	監督権不行使	
55	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.10.7	局長等専決	監督権不行使	
56	刑事局	当事者	司法行政事務	事務官	[Redacted]	R1.10.30	局長等専決	監督権不行使	[Redacted]
57	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.11.12	局長等専決	監督権不行使	
58	刑事局	その他	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.12.17	局長等専決	監督権不行使	
59	刑事局	弁護士	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R2.1.6	局長等専決	監督権不行使	



担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
60	刑事局	当事者	司法行政事務 事務官		R2.1.8	局長等専決	監督権不行使	
61	刑事局	当事者	司法行政事務 事務官		R2.2.14	局長等専決	監督権不行使	
62	刑事局	当事者	司法行政事務 事務官		R2.3.11	局長等専決	監督権不行使	
63	刑事局	当事者	司法行政事務 裁判官		R2.3.30	局長等専決	監督権不行使	
64	行政局	当事者	裁判事務 裁判官		R1.5.16	局長等専決	監督権不行使	
65	行政局	当事者	裁判事務 裁判官		R1.5.16	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考	
66	行政局	当事者	裁判事務	その他	[Redacted]	R1.5.21	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
67	行政局	当事者	司法行政事務	事務官	[Redacted]	R1.5.27	局長等専決	監督権不行使	
68	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.6.11	局長等専決	監督権不行使	
69	行政局	当事者	裁判事務	その他	[Redacted]	R1.6.17	局長等専決	監督権不行使	対象事務は司法行政事務を含む 対象職員は裁判官及び事務官
70	行政局	当事者	裁判事務	その他	[Redacted]	R1.6.17	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び事務官 対象事務は司法行政事務を含む [Redacted]
71	行政局	当事者	裁判事務	その他	[Redacted]	R1.6.17	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び事務官 対象事務は司法行政事務を含む [Redacted]

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
72	行政局	当事者	裁判事務	裁判官				
					R1.6.17	局長等専決	監督権不行使	
73	行政局	当事者	裁判事務	裁判官				
					R1.6.17	局長等専決	監督権不行使	
74	行政局	当事者	裁判事務	書記官				
					R1.6.26	局長等専決	監督権不行使	
75	行政局	当事者	裁判事務	書記官				
					R1.6.26	局長等専決	監督権不行使	
76	行政局	当事者	裁判事務	裁判官				
					R1.7.22	局長等専決	監督権不行使	
77	行政局	当事者	裁判事務	書記官				
					R1.9.17	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
78	行政局	当事者	司法行政事務 書記官		R1.10.26	局長等専決	監督権不行使	
79	行政局	当事者	裁判事務 書記官		R1.10.31	局長等専決	監督権不行使	
80	行政局	当事者	裁判事務 その他		R1.12.14	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
81	行政局	当事者	裁判事務 その他		R1.12.27	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
82	行政局	当事者	司法行政事務 事務官		R1.12.27	局長等専決	監督権不行使	
83	行政局	当事者	裁判事務 裁判官		R2.1.23	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考	
84	行政局	当事者	裁判事務	書記官		R2.1.23	局長等専決	監督権不行使	
85	行政局	当事者	司法行政事務	書記官		R2.1.23	局長等専決	監督権不行使	
86	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R2.1.31	局長等専決	監督権不行使	
87	行政局	当事者	裁判事務	書記官		R2.2.28	局長等専決	監督権不行使	
88	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R2.3.2	局長等専決	監督権不行使	
89	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R2.3.4	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考	
90	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R2.3.4	局長等専決	監督権不行使	
91	行政局	当事者	裁判事務	書記官	[Redacted]	R2.3.4	局長等専決	監督権不行使	
92	行政局	その他	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R2.3.25	長官決裁	監督権不行使	[Redacted]
93	行政局	当事者	裁判事務	書記官	[Redacted]	R2.3.28	局長等専決	監督権不行使	
94	行政局	当事者	司法行政事務	その他	[Redacted]	R2.3.30	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 対象事務には裁判事務を含む
95	行政局	当事者	司法行政事務	その他	[Redacted]	R2.3.30	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 対象事務は裁判事務を含む [Redacted]

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考	
96	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.5.7	局長等専決	監督権不行使	[Redacted]
97	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.6.12	局長等専決	監督権不行使	[Redacted]
98	家庭局	当事者	裁判事務	家裁調査官	[Redacted]	R1.7.1	局長等専決	監督権不行使	
99	家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.10.9	局長等専決	監督権不行使	対象事務は司法行政事務を含む 対象職員は裁判官及び書記官
100	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R1.11.29	局長等専決	監督権不行使	
101	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[Redacted]	R2.2.3	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、調査官及び調停委員

	担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
102	家庭局	当事者	裁判事務	書記官		R2.2.19	局長等専決	監督権不行使	対象職員は書記官及び事務官
103	家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官		R2.2.20	局長等専決	監督権不行使	



事務総局会議（第22回）議事録

日時	令和2年9月15日（火）午前10時00分～午前10時38分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長，村田総務局長，徳岡人事局長，氏本経理局長，門田民事局長兼行政局長，安東刑事局長，手嶋家庭局長，大須賀秘書課長兼広報課長，杜下情報政策課長兼審議官，長崎審議官
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 徳岡人事局長説明（資料第1）</li> <li>2 令和2年秋の藍綬褒章受章者の内定について 徳岡人事局長説明（資料第2）</li> <li>3 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 氏本経理局長説明（資料第3）</li> <li>4 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の結果について 手嶋家庭局長及び安東刑事局長説明（資料第4）</li> </ol>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2, 4</p> <p>◎ 了承 1, 3</p>
秘書課長 大須賀 寛	

(令和2.9.15人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和2年12月16日（水）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 人事上の諸問題について  
(2) その他
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長補佐のうちいずれか1人

合計 16人

令和2年秋の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功 勞 業 務	氏 名
[Redacted content]		

令和2年秋の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功 勞 業 務	氏 名
[Redacted content]		

計 ■ 名

(令和2.9.15 経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和2年12月7日（月）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 新年度における予算の示達方針  
(2) その他経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出席者 高等裁判所事務局の会計課長及び総括企画官，会計課企画官，会計課課長補佐又は会計課専門官のうちいずれか1人

合計 16人

法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者 処遇関係）部会第29回会議配布資料	46
--	----

## 取りまとめ（案）

## 第1 議論の経過

法制審議会は、法務大臣から発せられた諮問第103号を受けて、少年法における「少年」の年齢を18歳未満にすること及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備の在り方等について調査審議を行うため、平成29年2月9日の第178回会議において、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下、単に「部会」という。）を設置した。

以後、部会においては、三つの分科会における検討を含め、計●回（うち分科会は計29回）の会議を開催して、調査審議を重ね、令和2年●月●日、その取りまとめを行った。

## 第2 結論

- 1 18歳及び19歳の者は、選挙権及び憲法改正の国民投票権を付与され、民法上も成年として位置付けられるに至った一方で、典型的に未だ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることからすると、刑事司法制度において、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである。

そこで、罪を犯した18歳及び19歳の者について、別添1の「要綱（骨子）」に従って法整備を行うべきである。

その上で、18歳及び19歳の者の位置付けやその呼称については、国民意識や社会通念等を踏まえたものとするのが求められることに鑑み、今後の立法プロセスにおける検討に委ねるのが相当である。

- 2 犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、別添2の「要綱（骨子）」に従って法整備その他の措置を講ずるべきである。また、別添3の「要綱（骨子）」の施策が講じられることを期待する。

別添2及び3に記載された制度及び施策は、18歳及び19歳の者に限らず、より広く一般的に、罪を犯した者の改善更生及び社会復帰に有効に機能することが期待されるものであるから、それ自体としても、再犯防止対策の観点からその整備及び実施が推進されるべきである。

## 第3 附帯事項

別添1から3までの制度及び施策のほか、再犯を含む犯罪防止の観点から、以下の事項の実施が望まれる。

- 18歳及び19歳の者については、罪を犯した場合に別添1の「要綱（骨子）」のとおり取扱いをするほか、犯罪の防止に重要な機能を果たしていると考えられる行政や福祉の分野における各種支援についても充実した取組が行われること。
- 再犯を防止する上で就労の確保は重要であり、罪を犯した者の改善更生及び社会復帰を促進するため、前科があることによる就業や資格取得の制限の

在り方について、再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）に基づいて検討が行われているが、早期に必要な措置が講じられること。

#### 第4 今後の課題

- 1 別添1において示した制度は、18歳及び19歳の者に対する刑事司法制度上の取扱いの変更を伴うものであり、施行後、一定期間の運用の実績が蓄積された段階で、よりよい制度とするための検討を行うことが相当である。その場合には、制度の運用状況はもとより、成年年齢引下げに係る改正民法の施行後における社会情勢や国民意識の変化等も踏まえつつ、多角的な検討がなされることが望ましい。
- 2 部会において相当程度具体的な検討を行ったものの、「要綱（骨子）」には掲げられていない事項のうち、以下に掲げるものについては、今後、必要に応じて、更に検討を行うことが考えられる。
  - 自由刑受刑者の改善更生及び社会復帰を促進するためには施設内処遇に引き続いて社会内処遇を効果的に行うための期間・機会を確保することが重要であるとの観点から、残刑期間の短い仮釈放者について、釈放後の一定期間、保護観察に付すことができる制度等を検討すべきであるとの意見があった一方、制度の枠組みによっては、行為責任に応じて決定された刑を事後的に不利益に変更することとなる可能性を排除し得ず、責任主義との関係で問題が残るとの意見のほか、問題性が低いために刑期が短く、そのため仮釈放期間が短い者まで一律に一定期間の保護観察に付すことになるのは問題であるとの意見や、社会内処遇の更なる充実のための環境整備等を優先し、社会内処遇に必要な期間の確保のための制度は、その進捗・効果を踏まえた上で検討するのが現実的であるなどの意見があったところである。
  - 保護観察付執行猶予者の更生意欲を促進する観点から、刑の執行猶予中の保護観察について解除制度を設けるべきであるとの意見があった一方、判決後の事情により裁判内容を変更して保護観察を解除することが許容されるか否かについては更に検討が必要であるとの意見や、まずは保護観察の仮解除の活用を促進する制度を導入し、その運用状況を踏まえた上で検討すべきであるなどの意見があったところである。

#### 【別添】

要綱（骨子）



## 要綱（骨子）

罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等

## 一 家庭裁判所への送致

検察官は、18歳又は19歳の者の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料する場合には、事件を家庭裁判所に送致しなければならないものとする。

## 二 手続・処分

## 1 対象者

罪を犯した18歳及び19歳の者を対象とするものとする。

## 2 検察官送致決定

(一) 家庭裁判所は、調査又は審判の結果、罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官送致決定をしなければならないものとする。

(二) (一)にかかわらず、家庭裁判所は、次に掲げる事件については、検察官送致決定をしなければならないものとする。ただし、調査又は審判の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、本人の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでないものとする。

イ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の者に係るもの。

ロ 死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑（別添2の1（「自由刑の単一化」）に記載の「新自由刑」をいう。）に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき18歳又は19歳の者に係るもの（イに当たるものを除く。）。

## 3 不処分決定

家庭裁判所は、審判の結果、処分に付することができず、又は処分に付する必要がないと認めるときは、不処分決定をしなければならないものとする。

## 4 処分の決定

(一) 処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において行わなければならないものとする。

(二) 家庭裁判所は、2又は3の場合を除いて、審判を開始した事件について、決定で、次に掲げる処分をしなければならないものとする。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、ロ又はハの処分に付することができないものとする。

イ 保護観察所の保護観察（仮称。以下、6までにおいて同じ。）（ロに当たるものを除く。）に付すること。

ロ 保護観察所の保護観察であって、遵守事項違反があった場合に6の処

遇施設収容をすることができるものに付すること。

ハ 処遇施設に送致すること。

(三)イ 家庭裁判所は、(二)口の処分をするときは、その決定と同時に、6(二)に該当する場合に処遇施設に収容することができる期間として、犯情の軽重を考慮して、1年以下の期間を定めなければならないものとする。

ロ 家庭裁判所は、(二)ハの処分をするときは、その決定と同時に、処分の期間として、犯情の軽重を考慮して、3年以下の期間を定めなければならないものとする。

#### 5 保護観察

(一) 4(二)イの処分の期間は6月とし、4(二)ロの処分の期間は2年とする。

(二) 保護観察所の長は、鑑別施設の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。

(三) 保護観察所の長は、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除するものとする。

#### 6 遵守事項違反があつた場合の処遇施設収容

(一) 保護観察所の長は、4(二)ロの処分を受けた者が遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、(二)の決定の申請をすることができるものとする。

(二) (一)の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、4(二)ロの処分を受けた者がその遵守事項を遵守しなかつたと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、処遇施設に収容しなければ本人の改善更生を図ることができないと認めるときは、これを処遇施設に送致する旨の決定をしなければならないものとする。

(三) (二)の決定により対象者を処遇施設に収容する期間は、通じて4(三)イにより定めた期間を超えることができないものとする。

(四) 保護観察における指導監督及び補導援護によってその改善更生を図ることができる状況に至つたと認めるとき又は4(三)イにより定めた期間が満了したときは、対象者を退所させる仕組みを設けるものとする。

(五) (二)の決定により対象者が処遇施設に送致されたときは、対象者が処遇施設から退所するまでの間、保護観察は停止するものとする。

#### 7 処遇施設送致

処分を継続する必要がなくなつたと認めるとき又は4(三)ロにより定めた期間が満了したときは、対象者を退所させる仕組みを設けるものとする。

8 審判のための身体拘束の措置、検察官関与の制度、裁量的な国選付添人の制度及び犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度について、少年法と同様の規律を設けるものとするほか、その他の事項について、性質に反しない限り、少年法、更生保護法、少年院法及び少年鑑別所法と同様の規律を設けるものとする。

### 三 刑事事件の特例等

#### 1 検察官送致決定後の事件の取扱い

検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならないものとする。ただし、送致を受けた事件の一部について公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないとき、犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴追を相当でないと思料するとき、又は送致後の状況により訴追を相当でないと思料するときは、この限りでないものとする。

#### 2 勾留

(一) 検察官は、18歳又は19歳の者の被疑事件（二2の決定があった場合を除く。）においては、勾留に代えて、家庭裁判所調査官の観護に付すること又は鑑別施設に送致することを請求することができるものとする。

(二) 18歳又は19歳の者の被疑事件（二2の決定があった場合を除く。）においては、やむを得ない場合でなければ、勾留の請求及び勾留状の発付はできないものとする。

(三) 18歳又は19歳の者を勾留する場合には、鑑別施設にこれを拘禁することができるものとする。

#### 3 取扱いの分離

(一) 18歳又は19歳の者の被疑事件（二2の決定があった場合を除く。）の被疑者は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならないものとする。

(二) 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設においては、18歳又は19歳の者の被疑事件（二2の決定があった場合を除く。）の被疑者を20歳以上の者と分離して収容しなければならないものとする。

#### 4 家庭裁判所への移送

刑事裁判所は、事実審理の結果、18歳又は19歳の被告人を二4(二)の処分にするのが相当であると認めるときは、事件を家庭裁判所に移送する旨の決定をしなければならないものとする。

#### 5 推知報道の制限

18歳又は19歳のとき罪を犯した者については、当該罪により公判請求された場合を除き、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならないものとする。

#### 四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

## 要綱（骨子）

## 1 自由刑の単一化

## 一 新たな自由刑（以下「新自由刑」と仮称する。）の創設

## 1 刑の種類

死刑、新自由刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とするものとする。

## 2 新自由刑（懲役及び禁錮の単一化）

(一) 懲役及び禁錮を、新自由刑として単一化する。

(二) 新自由刑は、無期及び有期とし、有期新自由刑は、1月以上20年以下とするものとする。

(三) 新自由刑は、刑事施設に拘置するものとする。

(四) 新自由刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする。

## 3 新自由刑等の加重減輕

(一) 死刑又は無期の新自由刑を減輕して有期の新自由刑とする場合には、その長期を30年とするものとする。

(二) 有期の新自由刑を加重する場合には30年にまで上げることができ、これを減輕する場合には1月未満に下げることができるものとする。

(三) 新自由刑に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期の新自由刑に処するときは、再犯とし、再犯の刑は、その罪について定めた新自由刑の長期の2倍以下とするものとする。

(四) 死刑を減輕するときは、無期の新自由刑又は10年以上の新自由刑とするものとし、無期の新自由刑を減輕するときは、7年以上の有期の新自由刑とし、有期の新自由刑を減輕するときは、その長期及び短期の2分の1を減ずるものとする。

## 4 各則の罪の法定刑

無期懲役及び無期禁錮は、無期新自由刑に改め、有期懲役及び有期禁錮は、「懲役」、「禁錮」、「懲役又は（若しくは）禁錮」のいずれの場合においても、長期及び短期を現行のものと同じくする有期新自由刑に改めるものとする。

## 二 拘留に関する規定の整備

1 拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置するものとする。

2 拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする。

## 2 若年受刑者に対する処遇調査の充実

鑑別施設の長が刑事施設の長の求めにより行う鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を、「20歳未満」から「おおむね26歳未満」に引き上げるものとする。

## 3 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等

### 一 若年受刑者に対する処遇原則の明確化

若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者をいう。）に対しその者の資質及び環境に応じた処遇を行うに当たっては、その者の年齢、精神的な成熟の程度その他若年であることに伴う個々の事情を踏まえ、その者の問題性の改善に資する手法及び内容とするように努めるものとする。

### 二 受刑者に対する社会復帰支援の明確化

1 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

(一) 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

(二) 医療及び療養を受けることを助けること。

(三) 就業又は修学を助けること。

(四) (一)から(三)までのほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

2 1の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。

3 刑事施設の長は、1の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。

## 4 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

一 刑事施設の長又は少年院の長（以下「刑事施設の長等」という。）は、受刑者又は少年院在院者（以下「受刑者等」という。）に被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み、被害者その他の者から申出があったときは、その心情等を聴取するものとし、ただし、その聴取をすることが相当でないと認めるときは、この限りではないものとする。

二 聴取した心情等については、矯正処遇・矯正教育にいかすほか、刑事施設における処遇要領又は少年院における個人別矯正教育計画を策定・変更するに当たっては、必要に応じ当該心情等を参酌するものとし、仮釈放等の申出・審理

を行うに当たっては、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえるものとする。

三 刑事施設の長等は、一で聴取した心情等のうち、申出をした者が希望するものは、受刑者等に伝達するものとし、ただし、その伝達をすることが相当でないとき、この限りではないものとする。

四 刑事施設の長等は、一の聴取又は三の伝達について、地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るよう努めなければならないものとする。

五 更生保護法第38条第1項に基づき、地方更生保護委員会が聴取する内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにするものとする。

## 5 刑の全部の執行猶予制度の拡充

### 一 保護観察付執行猶予中の再犯についての執行猶予

刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付せられた者が、その期間内に更に罪を犯した場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする。ただし、再度の刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付せられた者が、その保護観察の期間内に更に罪を犯したときは、この限りでないものとする。

### 二 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期

執行猶予の期間内に更に罪を犯した者に再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる新自由刑の刑期の上限を2年に引き上げる。

### 三 猶予期間経過後の刑の執行

1 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪について猶予の期間内に公訴を提起されて、新自由刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが無い場合は、その刑に処せられたのが猶予の期間経過後であっても、刑の全部の執行を猶予された当初の刑を執行することができる仕組みを設けるものとする。

2 1の場合において、刑の全部の執行を猶予された当初の刑を執行するための手続は、更に犯した罪について刑に処せられた後一定の期間内に開始しなければならないものとする。

3 刑の一部の執行猶予についても、1及び2と同様の仕組みを設けるものとする。

## 6 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進

- 一 保護観察を仮に解除する処分は、保護観察所の長が、健全な生活態度を保持している保護観察付執行猶予者について、遵守事項又は生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができるものと認めるときにするものとする。
- 二 保護観察所の長は、保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、仮に解除する処分を取り消さなければならないものとする。

## 7 新たなアセスメントツールを活用した保護観察処遇の充実、特別遵守事項の類型の追加

- 一 保護観察所の長は、保護観察対象者の犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項について分析し、その結果に基づき保護観察の実施計画を定めるとともに、必要に応じ関係機関等との緊密な連携を確保して、当該実施計画に則した処遇を行うものとするを明らかにする。
- 二 更生保護法第51条第2項各号に定める特別遵守事項の類型に、次のものを加えるものとする。  
更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者が行う援助であって、特定の犯罪的傾向の改善を目的とするもの（法務大臣が定める基準に適合するものに限る。）を受けること。

## 8 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

- 一 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、更生保護法第3条の規定により保護観察等の措置をとるに当たっては、措置の内容に応じ、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。
- 二 被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察官又は保護司の指導に関する事実について、保護観察官又は保護司に申告し、又はこれに関する資料を提示することを保護観察における遵守事項の類型に加えるものとする。

## 9 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用

保護観察所の長は、おおむね26歳未満の仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、鑑別施設の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。

## 10 更生保護事業の体系の見直し等

### 一 更生保護事業の体系の見直し

- 1 「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」とし、更生保護施設に宿泊させて行う社会生活に適応させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明らかにする。
- 2 「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」とし、これが金品を給与し、又は貸与することに加え、通所又は訪問による継続的な保護を行い、地域定着を助ける事業でもあり、同時に、「社会生活に適応させるために必要な生活指導（特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助を含む。）」を行うことができることを明らかにする。
- 3 「連絡助成事業」を「更生保護連携拠点事業」とし、現行の連絡助成事業の内容に、更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割を加える。

### 二 参入の要件

- 1 国及び地方公共団体以外の者で宿泊型保護事業を営もうとするものは、法務大臣の認可を受けなければならないものとする。
- 2 国及び地方公共団体以外の者で通所・訪問型保護事業又は更生保護連携拠点事業を営もうとするものは、法務大臣に届け出なければならないものとする。

### 三 その他

更生保護法第58条第6号に定める補導援護の方法及び同法第85条第1項に定める更生緊急保護の方法について、社会生活に適応させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明らかにする。



## 11 更生緊急保護の対象の拡大等

- 一 検察官において直ちに訴追を必要としないと認める者に対する更生緊急保護  
保護観察所の長が、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた被疑者であつて、検察官において直ちに訴追を必要としないと認める者について、更生緊急保護を行うことができるようにするものとする。
- 二 勾留中の者に対する生活環境の調整  
保護観察所の長が、勾留されている被疑者について、身体の拘束を解かれた後の改善更生のために必要であると認められるときは、その者の同意を得て、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができるようにするものとする。
- 三 釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者について、満期釈放後直ちに必要な更生緊急保護の措置を受けられるようにするための手続を整備するとともに、保護観察所の長が、満期釈放者等への援助や関係機関等に対する専門的知識に基づく助言等を行うことができるようにするものとする。

## 要綱（骨子）

## 1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実

刑事施設において、次のように少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者をいう。以下同じ。）の特性に応じた処遇の充実を図るものとする。

- 1 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
- 2 特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に收容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

## 2 若年受刑者に対する処遇調査の充実

次のように若年受刑者に対する処遇調査の充実を図るものとする。

- 1 刑執行開始時に行う精密な処遇調査の対象者を拡大する。
- 2 精密な処遇調査の実施要領を見直すなど、調査内容を充実させる。

## 3 外部通勤作業及び外出・外泊の活用等

刑事施設内から社会内に向けて円滑な移行を図るため、以下の取組を行う。

- 1 矯正施設と更生保護官署との連携を強化するとともに、更生保護施設や雇用主の協力を得て、外部通勤作業及び外出・外泊の環境を整備し、これらの活用を促進する。更生保護施設が受刑者等の外出・外泊を受け入れることについて、更生保護事業法上の収益事業の収益を充てることができる「公益事業」として更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）に規定する。
- 2 職員の監督の下で行う刑事施設外処遇を拡大するとともに、受刑者の状況に応じて施設や居室区画を変更するなど、刑事施設内の開放的な処遇の拡大に向けた取組を推進する。

## 4 保護観察における新たなアセスメントツールを活用した処遇手法の推進

保護観察処遇における新たなアセスメントツールを活用し、保護観察における処遇を充実させるため、以下の取組を行う。

- 1 保護観察処遇の充実のため、対象者の犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項についてより適切に分析するために新たに開発されたアセスメントツールを活用し、評価結果を踏まえ、罪種や問題性に応じて効果的な処遇を推進する。
- 2 新たなツールを用いたアセスメント結果を含めた処遇の状況について、前刑から後刑に引き継がれるための方策を充実するとともに、施設内処遇と、社会内処遇における新たな処遇手法として開発したガイドライン又はプログラムとが連続性ある内容にするなど、施設内処遇と社会内処遇とで一貫性ある指導内容とする。

## 5 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

具体的な賠償計画を立て、賠償に向けて就職活動を行うことや、就労により貯蓄した一定額を被害者に送金することを含め、被害者等に対して慰謝の措置を講ずることについて、生活行動指針に設定し、これに即して生活し、又は行動するよう指導を行うための運用に関する規律を規則等で設け、当該指導の充実を図る。

事務総局会議（第23回）議事録

日時	令和2年9月18日（金）午前11時00分～午前11時20分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長，村田総務局長，徳岡人事局長，氏本経理局長，門田民事局長兼行政局長，安東刑事局長，手嶋家庭局長，大須賀秘書課長兼広報課長，杜下情報政策課長兼審議官，長崎審議官，栃木司法研修所長，古財裁判所職員総合研修所長，松川経理局主計課長
議事	令和3年度裁判所所管予算について 氏本経理局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 大須賀 寛	

「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」  
(令和2年7月21日閣議 財務大臣発言要旨)

事務総局会議資料  
(9月18日開催)

1. 政府としては、感染拡大を防止し、事業と雇用を守り抜くため、2度にわたる補正予算の迅速かつ適切な執行をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題です。  
他方で、来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界があることも事実です。
2. このため、先般、閣議で申し上げたとおり、令和3年度の概算要求については、政府、与党、地方など多くの関係者の作業の負担を極力減らす観点も踏まえ、本日、政令を改正し、要求期限を1か月遅らせて9月30日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きをできる限り簡素なものとします。
3. 具体的には、
  - (1) 要求額は、基本的に、対前年度同額といたします。
  - (2) その上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとします。
  - (3) その際には、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していただくようお願いします。
  - (4) また、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、SACO・米軍再編関係経費、厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとします。
4. 財政投融资につきましては、中小・小規模事業者や中堅・大企業等の資金繰り支援など、真に必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただくよう、お願いします。その際、民業補完性、償還確実性等の検討により、引き続き、対象事業の重点化・効率化を図っていただきたいと思います。
5. 令和3年度税制改正要望につきましても、9月30日までのご提出をお願いします。  
租税特別措置につきましては、例年同様、必要性等を見極めた上でゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図っていただくようお願いします。
6. 令和3年度予算編成にあたっては、事務負担の軽減に最大限工夫してまいりますので、各省の職員はじめ関係者ができる限り効率的に作業を進めることができるよう、各省大臣におかれては、各段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 令和3年度概算要求(案)の概要

(単位:百万円)

区分	令和2年度 予算額	令和3年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	326,624	330,155	3,531	1.1%

※要求・要望額には「新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費」4,296百万円を含む

## 1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

○ 民事事件関係経費 2,671 (前年比 △321)

◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など

民事訴訟手続のIT化等 464 (前年比 +144)

◇ ウェブ会議を活用した争点整理の運用経費, システム開発のための要件定義及び調達支援など

○ 刑事事件関係経費 4,441 (前年比 △96)

◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費, 法廷通訳関連経費など

○ 家庭事件関係経費 6,194 (前年比 △19)

◇ 家事調停関連経費など

○ 事件共通関係経費 16,379 (前年比 +1,331)

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

## 2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等 16,288 (前年比 △736)

## 3. その他の機構維持等に必要経費

○ 職員人件費 266,186 (前年比 +1,629)

○ 司法修習生関係経費 6,451 (前年比 +1,519)

○ その他の機構維持等経費 11,081 (前年比 +80)

## 4. 人的機構の充実

○ 増員 58人

書記官 2人

事務官 56人

※速記官から事務官への振替2人を含む

○ 定員合理化 56人

## 概算要求に係る経費の内訳

## 物件費

397億円(12%)

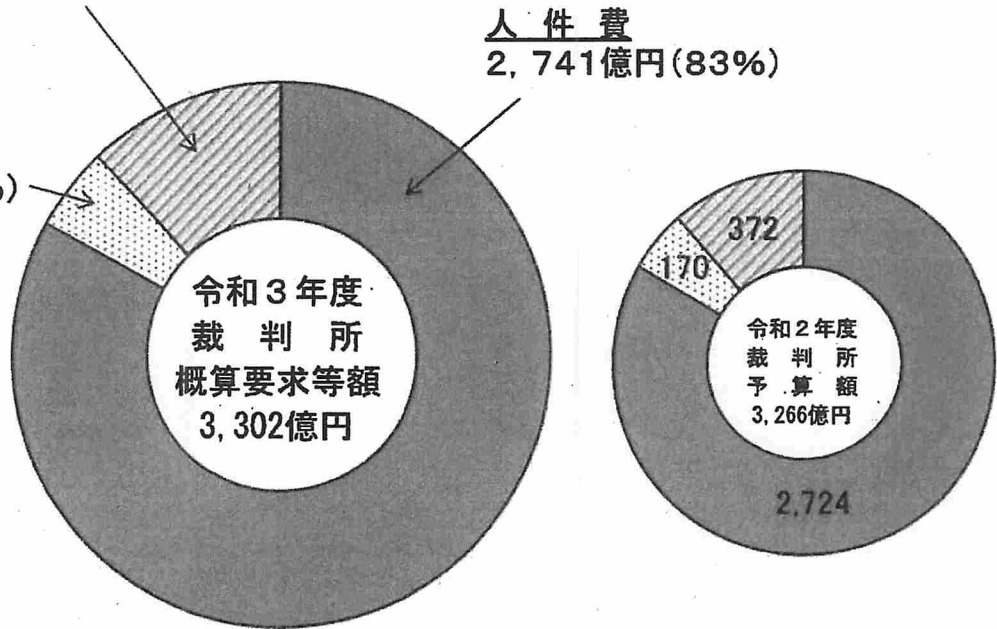
裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、固定的ないし他動的経費が多くを占めている。

## 人件費

2,741億円(83%)

## 施設費

163億円(5%)



(単位：億円)

	3年度 概算要求等額	2年度 予算額	増▲減額
人件費	2,741	2,724	17
物件費	397	372	26
施設費	163	170	▲ 7
合計	3,302	3,266	35

(注1) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

(注2) 令和2年度予算額には、臨時・特別の措置分として24億円を含む。

資料4

## 令和3年度概算要求(案)主な経費

(単位:千円)

	令和3年度 要求要望額	令和2年度 予算額
<b>&lt;事件関係経費&gt;</b>		
家事調停委員手当	4,999,420	( 4,955,812 )
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,650,786	( 1,656,625 )
民事調停委員手当	1,140,114	( 1,193,438 )
裁判員等の日当・旅費	643,492	( 660,196 )
法廷通訳関連経費	410,203	( 424,011 )
労働審判制度関連経費	274,927	( 253,153 )
<b>&lt;民事裁判手続のIT化関連経費&gt;</b>		
ウェブ会議等を活用した争点整理の運用	239,934	( 224,048 )
システム開発のための要件定義及び調達支援業務	115,029	( - )
書面の電子提出	108,900	( - )
全体計画策定のためのコンサルティング	-	( 95,700 )
<b>&lt;情報システム関連経費&gt;</b>		
J・NET運用等経費	2,814,126	( 1,844,668 )
裁判員候補者名簿管理システム	452,462	( 276,900 )
保管金事務処理システム	333,392	( 392,660 )
裁判事務支援システム(NAVIUS)	219,764	( 329,382 )
裁判事務処理システム(民事及び家事)(MINTAS)	116,311	( 84,392 )
督促手続オンラインシステム	102,470	( 236,075 )
裁判事務処理システム(刑事)(KEITAS)	86,054	( 301,704 )
<b>&lt;司法修習関連経費&gt;</b>		
修習給付金関連経費	4,398,959	( 3,315,846 )
修習資金貸与金関連経費	1,348,040	( 1,017,864 )
<b>&lt;その他&gt;</b>		
庁舎維持管理等経費	6,330,615	( 6,219,437 )
光熱水料	3,094,886	( 3,234,674 )
赴任旅費	855,939	( 542,233 )



## 令和3年度増加要求人員表

官 職		区 分	事件処理の支援のための体制強化	国家公務員のワークライフバランス推進
行 (一)	書記官		2	
	事務官		56 〔2〕	
合 計			58 〔2〕	

(注) 〔 〕は振替（速記官から事務官への振替2）による増であり、内数である。

他に、政府からの協力要請（平成26年7月25日付け内閣官房長官「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について）に対応するものとして合理化56がある。

## 令和3年度概算要求施設主要案件

1	庁舎新営・増築		
	(新営・継続分)	8庁	
	本庁	(東京) 中目黒分室 (仮称)	(3)
		津地家裁	(7)
		鳥取地家裁	(9)
		佐賀地家裁	(8)
	地家裁支部	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(5)
		(富山) 高岡	(7)
		(広島) 福山	(4)
		(松江) 浜田	(3)
	(増築・継続分)	1庁	
	本庁	熊本家裁	(3)
	(新営・新規分)	2庁	
	本庁	富山地家裁	(11)
	地家裁支部	(静岡) 沼津	(8)
2	裁判所施設の耐震化		
	(建替え・継続分)	3庁	
	地家裁支部	(神戸) 柏原	(3)
		(大津) 彦根	(4)
		(津) 伊賀	(4)
	(改修・継続分)	1庁	
	本庁	大阪高地裁	(6)
	(建替え・新規分)	1庁	
	地家裁支部	(盛岡) 二戸	(7)
	(改修・新規分)	2庁	
	簡裁	(東京) 新島	(3)
		(青森) 野辺地	(3)

※ ( )内の数字は完成年度を示す。

事務総局会議（第24回）議事録

日時	令和2年9月29日（火）午前10時00分～午前10時23分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長，村田総務局長，徳岡人事局長，氏本経理局長，門田民事局長兼行政局長，安東刑事局長，手嶋家庭局長，大須賀秘書課長兼広報課長，杜下情報政策課長兼審議官，長崎審議官，
議事	<p>1 高等裁判所長官事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則について 徳岡人事局長説明（資料第2）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2</p> <p>◎ 了承 1</p>
<p>秘書課長 大須賀 寛 之</p>	

高等裁判所長官事務打合せ開催要領 (案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和2年11月19日(木)及び20日(金)
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所(支部を除く。)を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について  
 (2) 人事について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人  
 随員 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	10:00 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00
19日 (木)			個別協議	最高裁長官挨拶 全体協議
時間 日 (曜日)	10:00 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	
20日 (金)	個別協議		個別協議	

(令和2. 9. 29人事局)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の  
範囲に関する規則の一部を改正する規則

<資料目録>

- 1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則  
の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

最高裁判所の指定する家庭裁判所に総括主任書記官を置くことに伴い、これを新たに管理職員等に指定する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則  
 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則(昭和四十一年最高裁判所規則第六号)

新		旧	
別表 管理職員等の範囲		別表 管理職員等の範囲	
(略)	組 織	(同上)	組 織
(略)	職 員	(同上)	職 員

家庭裁判所
<p>事務局長 事務局次長 課長 課長補佐（管理） 人事係長 守衛</p> <p>長（最高裁判所の指定する家庭裁判所に置くものに限る。）</p> <p>首席書記官 次席書記官 総括主任書記官 主任書記官（最高裁判所が別に定めるものに限る。）</p> <p>訟廷管理官 訟廷副管理官</p> <p>首席家庭裁判所調査官 次席家庭裁判所調査官 総括主任家庭裁判所調査官 主任家庭裁判所調査官</p> <p>（最高裁判所が別に定めるものに限る。）</p>

家庭裁判所
<p>事務局長 事務局次長 課長 課長補佐（管理） 人事係長 守衛</p> <p>長（最高裁判所の指定する家庭裁判所に置くものに限る。）</p> <p>首席書記官 次席書記官 主任書記官（最高裁判所が別に定めるものに限る。） 訟廷管理官 訟廷副管理官</p> <p>首席家庭裁判所調査官 次席家庭裁判所調査官 総括主任家庭裁判所調査官 主任家庭裁判所調査官</p> <p>（最高裁判所が別に定めるものに限る。）</p>



(略)	
(略)	限る。)

(同上)	
(同上)	限る。)